

## 障害福祉サービスの仕組みと平成30年度報酬改定の要点

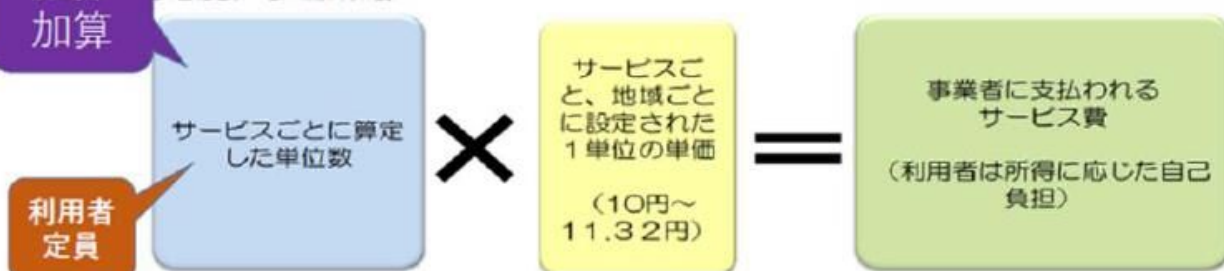
平成30年度報酬改定チームにおける検討資料より

[www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935](http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935)

- 障害福祉サービス等報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(障害者総合支援法第29条第3項等)
- 利用者に直接障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

減算  
加算

【障害福祉サービス報酬の算定】



利用者  
定員

平成30年度の障害福祉サービス等の改訂率は  
全体で+0.47%

(国費としては60億円程度の増加)

- 適正なサービスの確保
- サービスの持続可能性を重要視

→ メリハリをつけた報酬改定となる

サービスの必要性  
効果  
利益率  
などの検討

悪質な事業所への対応

## <平成 30 年度以降>

	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 0%	7級地 3%	その他 0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

## 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

### 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

### 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う**
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

### 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受け入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受け入れの促進

### 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

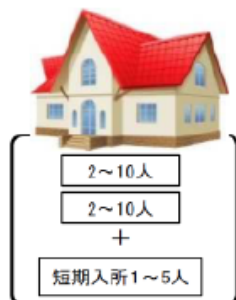
### 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

## 重度の障害者の支援を可能とするグループホームの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
  - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）※
    - ※ 世話人の配置が3:1の場合
    - (1) 区分6 1,098単位
    - ： ；
    - ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

2

## 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

### 対象者

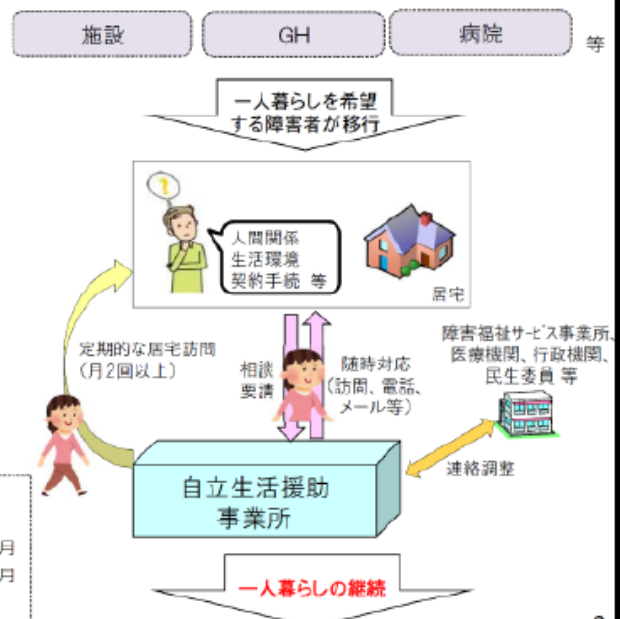
- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不具合がある者等

### 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

### 基本報酬

- 自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※
- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
- ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



3



## 地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の实情に応じた整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域  
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域  
 （全国：1,718市町村、352 圏域）



### 【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価
  - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）等

### 【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
  - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日限）等

### 【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引き上げ。
  - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 550単位/日（初日から5日目まで）等

### 【専門的人材の確保・養成の機能強化】





- 生活介護における重度障害者支援加算の創設
  - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修修了者の配置（体制加算）7単位/日 等

### 【地域の体制作りの機能強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
  - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

4

## 医療的ケア児者に対する支援の充実

<p>【障害児向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 児童発達支援</li> <li>➢ 放課後等デイサービス</li> <li>➢ 福祉型障害児入所施設</li> <li>➢ 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 看護職員加算加算の創設 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加算している場合に、新たな加算として評価する。</li> <li>➢ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ） 医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。</li> <li>➢ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。</li> <li>➢ 送迎加算の拡充 送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。</li> </ul>
<p>【夜間対応・レスパイト等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 短期入所</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。</li> </ul>
<p>【障害者向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活介護</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 常勤看護職員等配置加算の拡充 医療的ケア児を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。</li> </ul>
<p>【支援の総合調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 計画相談支援</li> <li>➢ 障害児相談支援</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 要医療児者支援体制加算の創設 医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。</li> <li>➢ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設 医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上でサービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。</li> </ul>

6

## 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

### グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。



精神障害者地域移行特別加算 300単位/日  
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再接)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

### 自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を培う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費  
利用者数を地域生活支援員の人  
数で除した数が  
30未満 1,547単位/月  
30以上 1,083単位/月

### 地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える  
提供体制の構築



相談 【相談】  
【相談】  
【地域の体制作り】日中活動系サービス  
【専門性】  
【緊急時要入れ】  
グループホーム  
障害者支援施設  
基幹相談支援センター  
短期入院

相談の機能、緊急時の受け入れ、対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価。

### 地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

### 医療観察法対象者の受け入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、就労系、訓練系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

9

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上

### (1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬(案) <人員配置7.5:1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8%  
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

### (2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬(案) <人員配置7.5:1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 +12.8%  
(平成28年度決算)

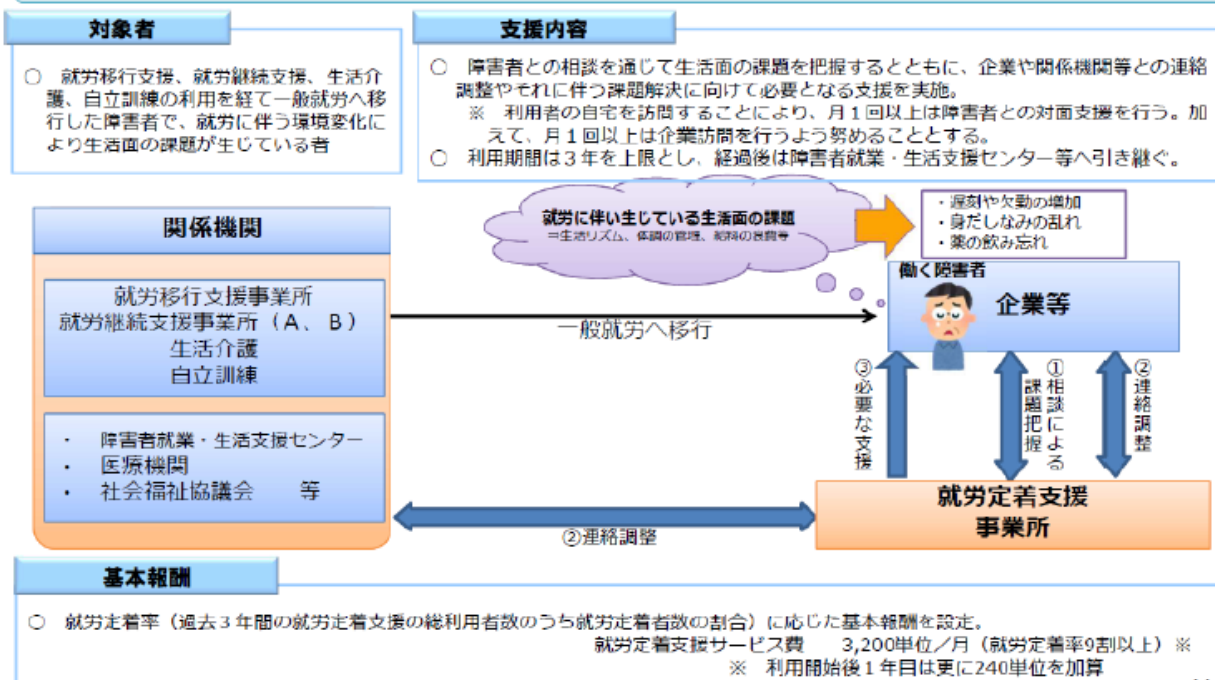
	平均工賃月額
全体	15,033円
中央値	12,238円

10



## 「就労定着支援」の報酬の設定

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



## 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

### ① モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



- 例：
- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
  - ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

### ② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

### ③ 特定事業所加算の拡充

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。



### ④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。  
（初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目）

- ・ 初回加算 300単位/回
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/回 等



### ⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

